

あはき療養費の料金改定について(令和6年6月～※) 《あん摩マッサージ指圧》(案)

○あん摩マッサージ指圧

○マッサージ ※ 対象は、最大5部位:局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

《通所》 1局所につき 350円 → 450円(+100円)

1局所 450円(+100円) 2局所 900円(+200円) 3局所 1,350円(+300円) 4局所 1,800円(+400円) 5局所 2,250円(+500円)

《訪問》 ※新設(令和6年10月1日施行) 通所困難、患家からの求め、医師による往療や部位ごとに施術の必要性の同意に基づき訪問施術を行った場合

訪問施術料1 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金

1局所 2,750円 2局所 3,200円 3局所 3,650円 4局所 4,100円 5局所 4,550円

訪問施術料2 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金

1局所 1,600円 2局所 2,050円 3局所 2,500円 4局所 2,950円 5局所 3,400円

訪問施術料3 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上の場合」の患者1人あたり料金

(3人～9人) 1局所 910円 2局所 1,360円 3局所 1,810円 4局所 2,260円 5局所 2,710円

(10人以上) 1局所 600円 2局所 1,050円 3局所 1,500円 4局所 1,950円 5局所 2,400円

○温罨法(マッサージの加算)

・温罨法を併施 1回につき 125円加算 → 180円(+55円)

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 160円加算 → 300円(+140円)

○変形徒手矯正術(マッサージの加算) ※ 対象は、6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

1肢1回につき 450円加算 → 470円加算(+20円)

○特別地域加算(施術料の加算)※新設(令和6年10月1日施行)

※ 対象は、訪問看護療養費における「特別地域訪問看護加算」の地域。離島や中山間地等の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにする。

・特別地域に居住する患者への施術 1回につき 250円加算

○往療料(突発的な往療) ※4km超加算の廃止 訪問施術料の算定は不可 (令和6年10月1日施行)

1回につき 2,300円

○施術報告書交付料

480円

※訪問施術料、特別地域加算、往療料の見直しについては、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局の届出準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

あはき療養費の料金改定について(令和6年6月～※) 《はり・きゅう》(案)

○ はり・きゅう

初回

○初検料

- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1,780円 → 1,950円(+170円)
- ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1,860円 → 2,230円(+370円)

※訪問施術料、特別地域加算、往療料の見直しについては、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局の届出準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

○施術料

《通所》

- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,550円 → 1,610円(+60円)
- ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,610円 → 1,770円(+160円)

《訪問》 ※新設 (令和6年10月1日施行)

- 訪問施術料1 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金
- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 3,910円
 - ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 4,070円
- 訪問施術料2 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金
- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 2,760円
 - ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 2,920円
- 訪問施術料3 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上の場合」の患者1人あたり料金
- (3人～9人) ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 2,070円
 - ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 2,230円
 - (10人以上) ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,760円
 - ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,920円

○電療料(施術料の加算)

- ・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合
- 1回につき 34円加算 → 100円(+66円)

○特別地域加算(施術料の加算) ※新設 (令和6年10月1日施行)

※ 対象は、訪問看護療養費における「特別地域訪問看護加算」の地域。離島や中山間地等の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにする。

- ・特別地域に居住する患者への施術 1回につき 250円加算

○往療料(突発的な往療) ※4km超加算の廃止 訪問施術料の算定は不可 (令和6年10月1日施行)

- 1回につき 2,300円

○施術報告書交付料

- 480円